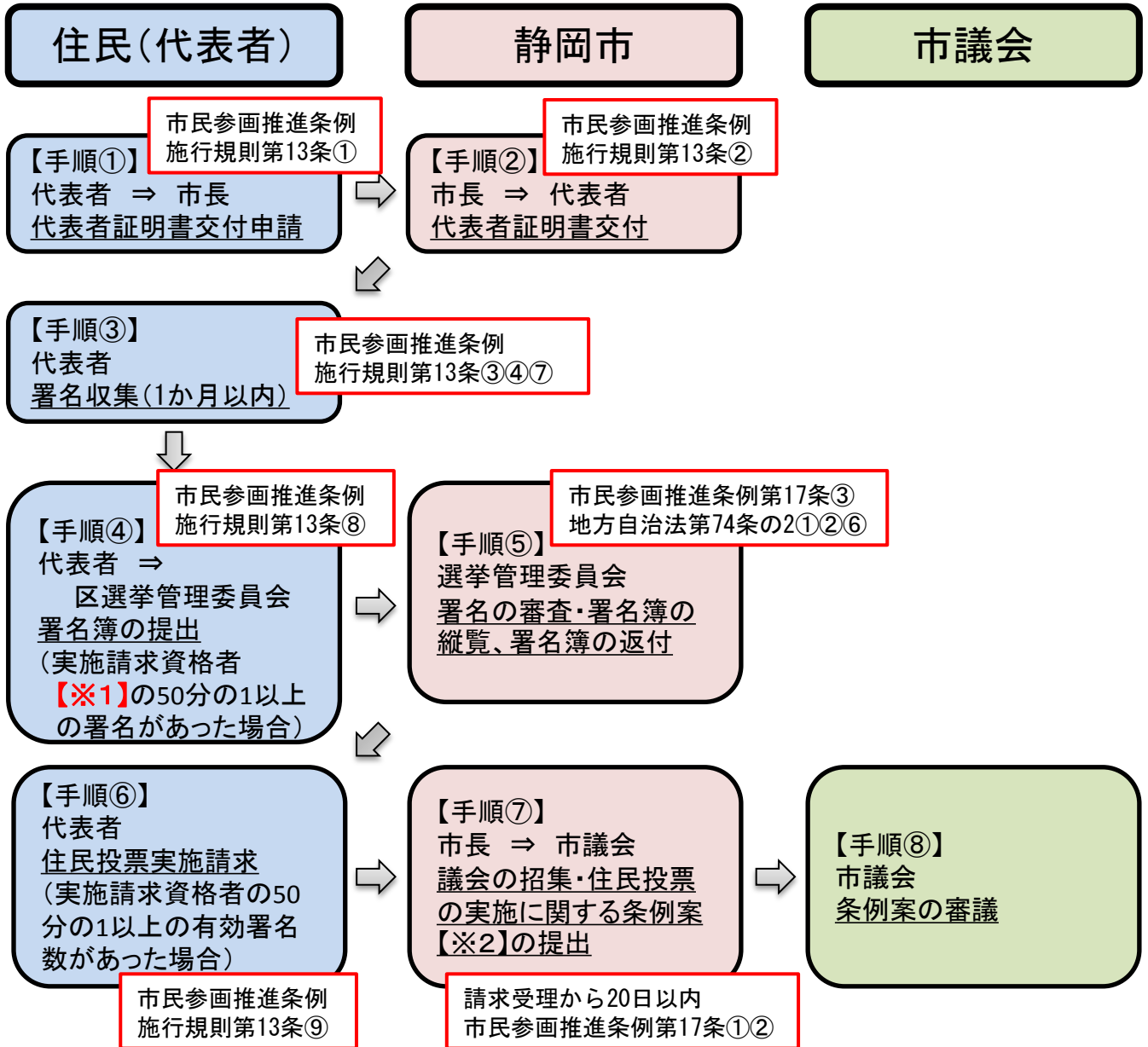


住民投票実施までの流れ(イメージ図)

住民投票の実施請求による場合

※市長の発意による場合は、手順⑦から始まります



【※1】

静岡市自治基本条例では現在、実施請求資格者を「本市に住所を有する年齢20歳以上の者(永住外国人を含む。)」と定めています。
今回の改正案は、この「20歳」の部分に「18歳」に改めようとするものです。

【※2】

実際に住民投票を行う場合の、対象事案・投票期日・投票資格者・投票の成立要件・投票結果の扱い等は、事案ごとに条例案を作成し、市議会へ提出します。